

広島県告示第七百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によつて、平成二十五年度及び平成二十六年において、県が発注する建設工事（建設業法〔昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。〕第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成二十四年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 入札参加資格

別表第一上欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

1 客観的審査事項

平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

2 主観的審査事項

- (一) 県が発注した建設工事の完成工事成績
 - (二) 県の指名除外の状況
 - (三) 県発注工事における下請負の制限の状況
 - (四) 県発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
 - (五) 建設業労働災害防止協会への加入状況
 - (六) エコアクション二十一ガイドラインに基づく認証・登録の有無
 - (七) 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における所属技術者の学習単位数
属技術者の学習単位数
 - (八) 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の認定時間数
 - (九) 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の学習単位数
 - (十) 障害者雇用の状況
 - (十一) 広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体としての認定（情報収集活動を行う者に限る。）の有無
 - (十二) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
 - (十三) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
 - (十四) 県による優良建設工事施工業者としての選定及び優良建設業者としての表彰の状況
- 二 入札参加資格の審査に係る申請手続
- 1 申請を行うことができない者
- 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことがで

きない。

- (一) 別表第一下欄に掲げる建設工事の種類について法第三条第一項の規定による許可を受けていない者
- (二) 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記一で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- (三) 平成二十四年国土交通省告示第五百二十三号による改正前の基準に基づく経営事項審査の総合評定値通知書において「雇用保険加入の有無」又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄に「無」の記載がある者で、同告示による改正後の基準に基づく再審査の結果通知を受けていない者
- (四) 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (五) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者
- (六) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から二十四か月を経過している者を除く。
- (七) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

2

申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請（県の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

(一) 窓口における申請

(1) 申請方法

別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げる提出先に持参して申請を行うものとする。

ア 主たる営業所（法第三条第一項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。以下同じ。）を県内に有する者（以下「県内業者」という。）

主たる営業所の所在地を所管する広島県建設事務所（広島県西部建設事務所呉支所又は広島県西部建設事務所東広島支所の担当区域に主たる営業所を有する者については当該支所）

イ 前記ア以外の者（以下「県外業者」という。）

広島県土木局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号。以下「建設産業課」

という。)

(2) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ア 県内業者

平成二十四年十一月十三日(火)から平成二十四年十一月二十六日(月)まで

イ 県外業者

平成二十四年十二月五日(水)から平成二十四年十二月十一日(火)まで

ウ 追加申請期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(二) 電子申請

(1) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第二各項の添付書類(第五項及び第六項のものを除く。)は、別に建設産業課に持参、郵送等により提出するものとする。

(2) 申請期間

平成二十四年十一月一日(木)から平成二十四年十一月二十日(火)までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成二十四年十一月二十六日(月)までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設産業課に到達させなければならない(期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。)

三 受付票の交付

前記二(一)に定めるところにより申請をした県内業者に対しては、受付票を交付する。

四 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

五 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成二十五年度及び平成二十六年年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、平成二十七年以降についても、その取消しの日から二十四か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすることができない。

六 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成二十七年三月三十一日まで有効とする。ただし、平成二十七年四月一日以降においても平成二十七年の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成二十七年の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

七 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて知事が定める。

別表第一

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
ほ装工事	ほ装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事

別表第二

添付書類	様式番号	申請者の区分	
		県内業者	県外業者
一 法第三条第一項の規定により許可されていることを証する書面の写し		○	

<p>二 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第二十一条の四の総合評定値通知書の写し。ただし、平成二十三年四月十三日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとす。なお、平成二十四年国土交通省告示第五百二十三号による改正前の基準に基づく総合評定値通知書において「雇用保険加入の有無」又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄に「無」の記載がある者については、同告示により改正された基準により再審査を受審し通知を受けたものに限る。</p>		○	○
<p>三 広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）別記様式第三十七号の六の納税証明書</p>		○	○
<p>四 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第九号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し</p>		○	○
<p>五 営業所一覧表</p>	別記様式第二号	○	○
<p>六 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）</p>	別記様式第三号	○	○
<p>七 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し</p>		○	○
<p>八 エコアクション二一ガイドラインに基づく認証・登録に係る認証・登録証の写し</p>		○	○
<p>九 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し</p>		○	○
<p>一〇 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し</p>		○	○
<p>一一 建築CPD実績証明書内訳書</p>	別記様式第五号	○	○
<p>一二 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し</p>		○	○
<p>一三 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）</p>		○	

注1 ○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第七項に定める書類については加入

をしている者のみが、第八項に定める書類については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、第九項及び第十二項に定める書類については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十項及び第十一項に定める書類については学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十三項に定める書類については注5に該当する者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直前に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第一号及び別表の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。

3 第二項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、営業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。

なお、法第三条第一項の規定により広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合は、規則別記様式第二十五号の十一の総合評定値請求書（別紙一、別紙二及び別紙三を含む。）の写しで広島県知事が受理済みであることを証したものと及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しをもって、第二項に定める書類に代えることができるものとする。

4 第五項及び第六項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第一項、第三項、第四項及び第七項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

5 第十三項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第九条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第一項の規定により、第二条第一号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を一名以上直接かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を一名以上直接かつ恒常的に雇用しているものをいう。

営業所一覧表

※受付番号		<許可番号>		※県外業者で県内営業所のない場合は、 <u>広島県との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ</u> 記入してください。 ※主たる営業所は記入しないでください。
01 営業所番号		02 債権者コード		※「01 営業所番号」について、平成23・24年度の申請時に記入している営業所の場合は、その番号と今回の番号を一致させてください。
03 営業所名称(フリガナ)				(会社名等は記入しないでください。)
04 営業所名称(漢字等)				05 営業所の受任者の氏名(漢字等)
06 郵便番号	-	07 営業所の所在地市区町村コード	※上5桁を記入してください。	
08 営業所の所在地(漢字等)				(大字以降で番地まで記入してください。)
				(ビル名など)
09 電話番号				10 FAX番号
11 Eメールアドレス				
12 Eメールアドレス区分	(1: 法人用 2: 担当者用)			
13 営業所が許可を受けている業種	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほし板ガ塗防内機絶通園井具水消清			(1: 一般 2: 特定)
(資格を希望しない業種については、記入しないでください。)				
14 エコアクション21認証有無	(この営業所が認証・登録を受けている場合は「1」を記入し、受けていない場合は記入しないでください。)			
広島県税の納税義務について				
※ 広島県内に営業所等がないなどの理由で、広島県税の納税義務がない場合は、上欄に「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。				

委任状

平成 年 月 日

広島県知事 様

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで貴県を相手方とする一切の契約について次の権限を委任します。

受任者 住 所

商号又は名称

氏 名

(委任事項)

- 1 工事請負の入札及び見積の件
- 2 工事請負契約の締結の件
- 3 工事代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他工事施工に関する一切の件

平成25・26年度建設工事入札参加資格審査申請書受付票

1 ※ 商号又は名称

2 ※ 代表者氏名

3 ※ 所在地

4 ※ 許可番号等

※ <大臣・知事コード>

--	--

※ <許可番号>

--	--	--	--	--	--	--	--

※ 最新の許可年月日

平成		年		月		日
----	--	---	--	---	--	---

上記の者について、この申請書を受け付けました。

平成 年 月 日

收受印

- 注 1 この受付票は、県内業者の受付の際に使用しますので、県外業者の方は必要ありません。
2 「※」印の項目についてのみ記入してください。

様式第5号

建築CPD実績証明書 内訳書

区 分	資 格 名	登 録 番 号	氏 名	認 定 時 間 数	
建築士	1級建築士				
	2級建築士				
	小 計				
	木造建築士				
小 計					
建築設備士	建築設備士				
小 計					
総認定時間数					

※ 建築CPD実績証明書の証明内容と一致するように記載してください。